登別市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市消防団(以下「消防団」という。)に積極的に協力 している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付す るために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化の一層 の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
 - (2)消防団協力事業所 登別市長(以下「市長」という。)が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
 - (3) 消防団協力事業所表示証 前号に規定する事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。
 - (4)機能別消防団員・機能別消防分団 消防団員の活動環境の整備について(平成17年1月26日付、消防消第18号、消防庁消防課長通知)に 基づき、特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する分団をいう。
 - (5) 消防団長等 消防団長のほか、町内会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

- 第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等 は、登別市消防団協力事業所表示申請書(別記様式第1号)により、市長に 申請するものとする。
- 2 消防団長等は、表示証の交付を推薦する事業所等について、当該事業所等 の意思を確認の上、登別市消防団協力事業所表示推薦書(別記様式第2号) により、市長に推薦することができるものとする。

(認定基準)

- 第4条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合し、かつ、消防関係法令に係る重大な違反がないと認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。
 - (1)従業員が消防団員として、2名以上入団している事業所等
 - (2)従業員の勤務時間中における消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - (3) 災害時等に事業所の資機材等の提供、訓練場所等施設の提供をするな ど消防団活動を支援している事業所等
 - (4) 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
 - (5) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実

強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審杳)

第5条 市長は、第3条第1項の申請、又は同条第2項の推薦があった場合、 前条の認定基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、協力事業所として認定した事業所等に対し、消防団協力事業所表示証(別記様式第3号)及び消防団協力事業所表示証交付書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(表示証の表示)

- 第7条 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
 - (1)表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。) により行う映像その他の広告
- 2 表示証の様式については、前条に掲げる別記様式第3号のほか、別記様式第3号の寸法を同率に拡大又は縮小して使用することができるものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、登別市消防団協力事業所表示証交付整理簿(別記様式第5号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間)

- 第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合の表示証の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。
- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

(認定更新の申請)

第10条 協力事業所は、認定を更新する意思がある場合は、その期間が終了する前に、市長に更新の申請しなければならない。この場合の手続きは、第3条 及び第4条の規定を準用する。

(認定の取消し)

第11条 市長は、協力事業所が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、協力事業所の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき
- (2) 第4条各号に規定する基準を満たさないこととなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき
- (4) 前各号に掲げるほか、協力事業所として認定することが適当でないと 認めたとき
- 2 市長は、前項の規定により認定の取消しをするときは、登別市消防団協力事業所表示証取消し及び表示証返還通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、 表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第12条 市長は、協力事業所の名称及び所在地、その他の事項について、登別 市ホームページ等により公表するものとする。

(協力事業所への感謝状)

第13条 市長は、協力事業所の協力内容が特に顕著であると認められる場合は、市長名による感謝状を贈ることができる。

(所掌)

第14条 この要綱に関する事務は、消防本部総務グループにおいて所掌する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項 は別に定める。

附則

この訓令は、平成26年12月24日から施行する。

(平成26年登消本訓令第6号)

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年登消本訓令第2号)